

武蔵野市第 5 期地域福祉計画 骨子（案）

武蔵野市 健康福祉部 地域支援課

武蔵野市第5期地域福祉計画の全体像（目次案）
 （中間のまとめ構成案）

目次

項目及び内容	引用元・方針
<p>第1章 武蔵野市第5期地域福祉計画の策定にあたって</p> <p>第1節 計画策定の背景 第2節 計画の位置づけ 第3節 本計画の期間 第4節 計画の策定過程</p>	<p>第3回策定委員会で確認</p>
<p>第2章 武蔵野市における地域福祉施策の状況</p> <p>第1節 前計画の取組状況</p> <p>第1項 支え合いの気持ちをつむぐ 第2項 誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進 第3項 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり 第4項 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備</p>	<p>第1回策定委員会において確認済</p> <p>【資料3】（地域福祉計画の進捗状況について）</p>
<p>第2節 地域福祉に関するアンケート調査の結果</p> <p>第1項 地域での暮らしについて 第2項 地域活動やボランティア活動への参加状況について 第3項 市が行っている事業について 第4項 生計や生活の困窮状況について 第5項 今後の福祉・保健のあり方について</p>	<p>第1回策定委員会において検討済み</p> <p>【資料3】（武蔵野市地域福祉に関するアンケート調査の概要）</p>
<p>第3章 計画の基本的な考え方</p> <p>第1節 基本理念及び基本施策</p>	<p>今回委員会で議論が必要</p>
<p>第2節 基本施策と具体的取組み</p>	<p>今回委員会で議論が必要</p>
<p>第3節 施策の体系</p>	<p>今回委員会で議論が必要</p>

第4章 計画の推進と見直し 第1節 市民・関係機関と連携した取組みの推進	
第2節 事業の進行管理及び進捗状況の公表	第3回策定委員会で確認
第3節 次期計画の策定	

第1章 武蔵野市第5期地域福祉計画の策定にあたって

第3回策定委員会にて 検討

第1節 計画策定の背景

第2節 計画の位置づけ

第3節 本計画の期間

第4節 計画の策定過程

第2章 武蔵野市における地域福祉施策の状況

第1回策定委員会にて 確認済

第1節 前計画の取組状況

第1項 支え合いの気持ちをつむぐ

- (1) 自発的・主体的な地域福祉活動に向けた啓発
- (2) 市民が主体となる地域福祉活動の推進
- (3) 地域の人とのつながりづくり
- (4) 災害時要援護者対策及び避難支援体制づくりの推進

第2項 誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進

- (1) 在宅生活支援のネットワークづくりの推進
- (2) 権利擁護事業・成年後見制度の利用の促進
- (3) 生活困窮者への支援

第3項 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり

- (1) 高齢者・障害者の活動支援

第4項 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備

- (1) サービスの質の向上
- (2) サービス基盤の整備

第2節 地域福祉に関するアンケート調査の結果

第1項 地域での暮らしについて

第2項 地域活動やボランティア活動への参加状況について

第3項 市が行っている事業について

第4項 生計や生活の困窮状況について

第5項 今後の福祉・保健のあり方について

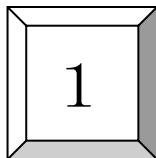
第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念及び基本施策

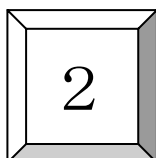
<基本理念>

(仮) ひとりひとりが つながる 支え合いのまち

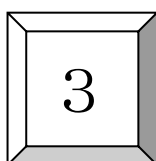
<基本施策>



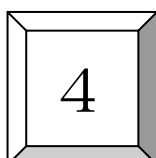
市民の主体的な地域福祉活動の促進



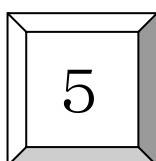
安心・安全な暮らしを支える共助の体制づくり



生活困窮者への支援



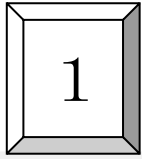
誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進



サービスの担い手の確保

第2節 基本施策と具体的取組み

ここからは、計画期間における基本施策と具体的な取組みについて記載していきます。



1 市民の主体的な地域福祉活動の促進

- ✓ 論点① 自発的・主体的な地域福祉活動への住民参加をいかに進めるか。
- ✓ 論点② 市民が主体となる地域福祉活動をいかに推進するか。

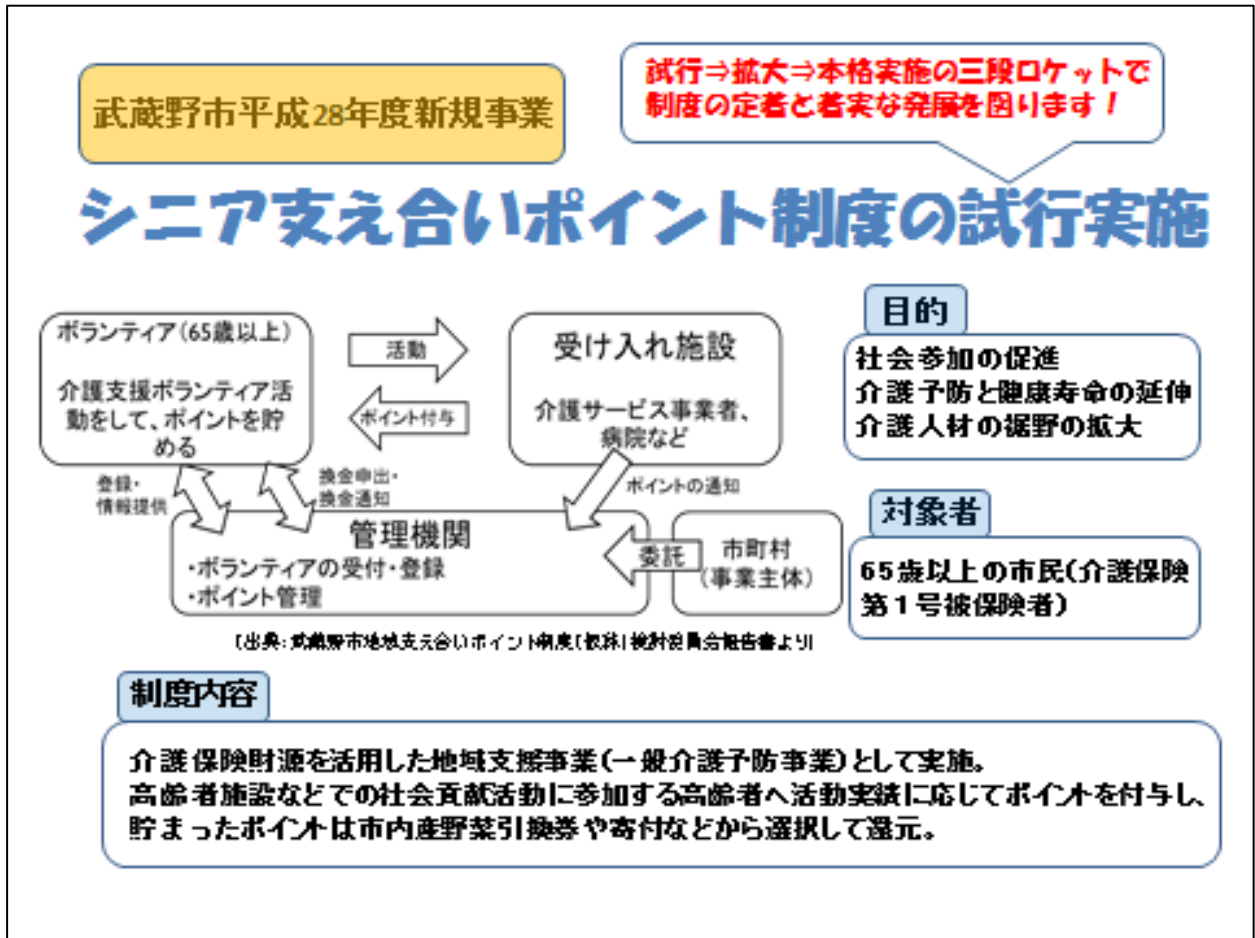
- 地域福祉に関するアンケート調査結果によると、地域活動やボランティア活動に「参加したことがない」方が6割を超える一方、参加意向においては、「活動をしたい」が3割強となっており、現在、活動していない方の中にも、地域活動・ボランティアに参加意欲のある方が少なくないが見込まれます。
- このことから、自発的・主体的な地域福祉活動への住民参加を推進する啓発のPRやマッチング、コーディネートをいかに進めるべきかが今後の課題となっています。
- 平成28年度に新規事業として開始した「いきいきサロン事業」（近所・支え合い・健康づくりの場を運営する住民の団体に対して市が補助金を交付）では、わずか1年足らずの間に17か所のサロンが設置され、地域福祉の人材が多いことが実証されました。

図表 武蔵野市いきいきサロン事業 平成28年度実施状況（単位：人）

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実施回数	24	23	27	29	40	42	41	46	51	323
市内人数	475	415	522	571	581	624	597	683	781	5,249
市外人数	6	13	1	15	18	16	16	19	21	125
スタッフ	119	111	107	116	134	166	164	159	165	1,241
その他	29	41	50	78	54	93	58	84	89	576
多世代交流(回数)	3	4	1	3	2	3	2	1	2	21
多世代交流(人数)	6	10	3	32	11	57	16	76	11	222

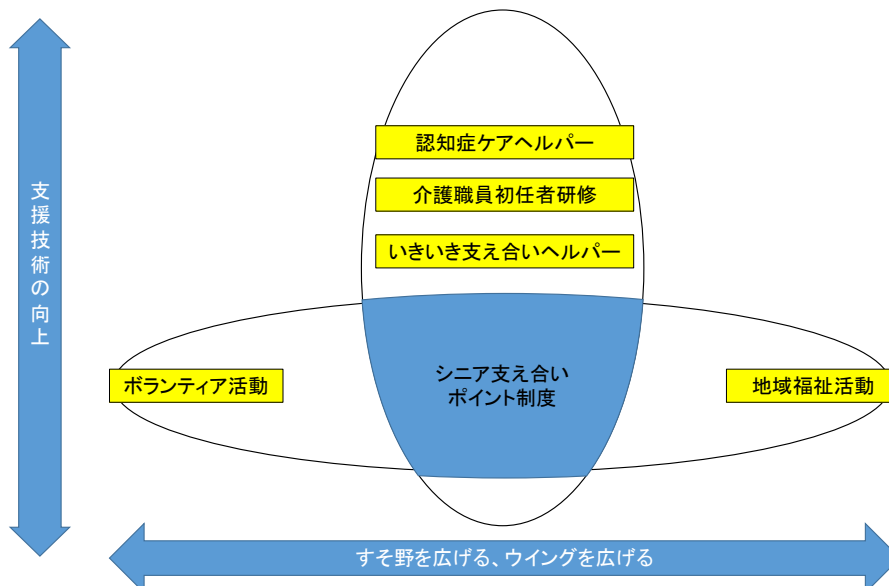
- 同じく、平成28年度（2016年度）より試行実施した「シニア支え合いポイント制度」は、6か月間で、83名の市民（延べ1,225人）が9か所の施設・団体で活動いたしました。

図表 シニア支え合いポイント制度のしくみ



- 地域福祉に関するアンケート調査では、「シニア支え合いポイント制度」のように、ボランティア活動の実績に応じて対価を提供する制度の魅力について『魅力を感じる』方が5割近くを占めています。
- 自発的・主体的な地域福祉活動への住民参加を推進する「シニア支え合いポイント制度」の対象施設の拡大、利用年齢層の見直しの検討及び啓発やマッチング、コーディネートを進めることで制度の拡充を推進します。

図表 地域における支え合いのイメージ



年度	28	29	30	31	32	33	34
長期計画	第五期長期計画・調整計画						
個別計画	高年齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画		高年齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画			高年齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画	
実施	試行実施		拡大実施			本格実施	
対象	65歳以上の市民 (介護保険第1号被保険者)		65歳以上の市民 (介護保険第1号被保険者)			65歳以上の市民 (介護保険第1号被保険者) ②その他の年齢(今後検討)	
活動範囲	<p>【共通事項】 協力施設・団体が定めた活動／活動にかかわる講習会の実施／施設による活動実績の把握が可能な活動 賃金や報酬の支払われていない活動／専ら近親者のための活動は除く</p> <p>①施設介護サポーター事業をしている高齢者施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所介護、通所リハビリテーション)での活動 ②地域福祉活動推進協議会が行う地域でのボランティア活動</p> <p>①高齢者施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症グループホーム、テンミリオンハウスなど)での活動 ②地域福祉活動推進協議会が行う地域でのボランティア活動 ③市及び関係団体が行う高齢者対象の事業(在宅サービスを含む)を支援する活動</p> <p>①高齢者施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所介護、通所リハビリテーション、認知症グループホーム、テンミリオンハウスなど)での活動 ②地域福祉活動推進協議会が行う地域でのボランティア活動 ③市及び関係団体が行う高齢者対象の事業(在宅サービスを含む)を支援する活動 ④その他の活動(今後検討)</p>						

(出典：武蔵野市地域支え合いポイント制度(仮称)検討委員会報告書 より)

- 地域福祉に関するアンケート調査では多様な課題が挙げられた中で、「地域住民による自発的な活動が活性化していない」「地域のことを地域で解決する力が不足している」等の課題が指摘されています。
- 他方、市内には、市民が安心して住めるまちづくりを目指す住民組織「地域福祉活動推進協議会」(以下「地域社協(福祉の会)」という。)が平成7年に設立されており、現在では13の地域社協(福祉の会)が様々な地域の支え合い活動を展開しています。
- また、市は、地域社協(福祉の会)に対して災害時要援護者対策事業における安否確認の役割、シニア支え合いポイント制度の協力団体など、市の施策の重要な役割を担っていただいていることから、武蔵野市民社会福祉協議会(以下「市民社協」という。)を通して活動の支援を行っています。
- このように、地域社協(福祉の会)が担う役割は、市にとって重要なものとなっていますが、その一方で、活動を行う担い手が不足しているという深刻な問題も抱えています。
- 地域における様々な課題を解決するためには、市民一人ひとりが地域の課題を共有し、市民による自発的、主体的な活動につなげていく必要があります。市は、市民社協と連携し、地域社協(福祉の会)を始めとした地域福祉関係団体の活動支援を充実していきます。

個別施策の内容は第3回策定委員会に提示

	個別施策	内容
拡充	シニア支え合いポイント制度の拡大・本格実施	
新規	地域社協（福祉の会）をはじめとする地域福祉関係団体への活動支援の充実	
	市民社協等財政援助出資団体との連携強化	
	障害者団体やボランティア団体の活動支援の充実	
	ボランティア学習・福祉学習の推進	
	地域福祉コーディネーター設置の検討	
	民生児童委員協議会、赤十字奉仕団の活動支援の充実	
	心のバリアフリー事業の推進	

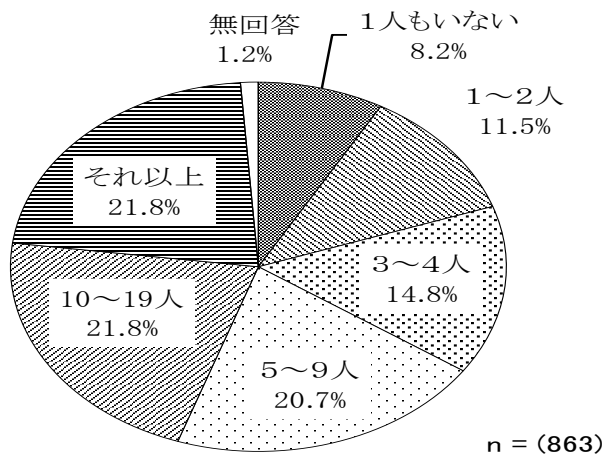
2

安心・安全な暮らしを支える共助の体制づくり

- ✓ 論点③ 地域で安心してひとり暮らしが続けられる仕組みづくりをいかに推進するか。
- ✓ 論点④ 市民の安心・安全な暮らしを支えるための仕組みをいかに推進するか。
- ✓ 論点⑦ 権利擁護・成年後見制度の利用促進

■ 地域福祉に関するアンケート調査結果では、地域に顔見知り「1人もいない」「1～2人」と答えた方が全体の約2割を占めました。

図表 地域での顔見知りの人数



■ 市では、誰もが地域で孤立することなく安心して暮らし続けられるために、「見守り・孤立防止ネットワーク」が構築されており、住宅供給事業者やライフライン関係等サービス事業者など平成28年度(2016年度)までに27団体が参加しています。「異変の発見・速やかな通報・相談窓口の周知」の取組みが行われています。

武蔵野市では4人に1人がひとり暮らし高齢者

ひとり暮らし高齢者等の安心を守る施策

見守り 安否確認

- 高齢者安心コール
- 孤立防止ネットワーク
- 独居高齢者調査
- 友愛訪問

緊急対応

- 緊急通報システム
- 火災安全システム
- 緊急医療情報キット
- ヘルプカード

暮らしを支えるサービス

- 食事サービス
- ふれあい訪問収集
- 寝具乾燥
- 家族介護用品支給
- 高齢者なんでも電話相談
- 権利擁護事業
- テンミリオンハウス
- 生活支援ヘルパー
- レモンキャブ

介護保険

- 緊急ショートステイ
- 緊急デイサービス
- はいかい高齢者等探索サービス
- 定期巡回随時対応訪問看護介護
- 夜間対応型訪問介護 等

図表 平成 28 年度武蔵野市見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会参加団体名簿


(市各課を除く)

		団体・機関等名称
事業者 住宅供給	1	東京都住宅供給公社
	2	独立行政法人 都市再生機構(北多摩住まいセンター、日本総合住生活)
	3	公益財団法人 東京都宅地建物取引業協会 武蔵野中央支部
サービス 提供 関係 事業者等	4	多摩新聞販売同業組合 武蔵野支部
	5	東京ガス株式会社 西部支店
	6	東京電力株式会社 武蔵野支社
	7	武蔵野市シルバー人材センター
	8	武蔵野郵便局 及び 市内郵便局代表(吉祥寺北町郵便局)
	9	水道部
	10	武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会
	11	弁当宅配業者(宅配クックワン・ツウ・スリー、ワタミタクシヨク)
	12	ヤマト運輸株式会社 埼京主管支店、武蔵野中央支店
	13	生活協同組合コープみらい 東久留米センター
	14	生活協同組合パルシステム東京
	15	セブン-イレブン・ジャパン
	16	イトーヨーカ堂
	17	武蔵野市商店会連合会
18	第一生命株式会社	
19	明治安田生命保険相互会社	
20	東都生活協同組合	
21	東京ハイヤー・タクシー協会武三支部	
関係 機関	22	武蔵野警察署
	23	武蔵野消防署
	24	武蔵野市医師会
	25	武蔵野市民生児童委員協議会
	26	武蔵野市民社会福祉協議会
	27	市内在宅介護・地域包括支援センター長代表

- ひとり暮らし高齢者や、認知症高齢者の増加、生活困窮の拡大等の課題に対応するために、参加団体の拡大と連携の強化を検討します。

- また、ひとり暮らし高齢者向けの「安心コール事業」についても、さらなる周知と拡充が求められます。

高齢者安心コール事業



■ 武蔵野市内でひとり暮らしをしている高齢者の方に、毎週、専門職がお体や暮らしに困ったことや変わったことがないか、電話でお伺いするサービスです


家族と離れて暮らして
いて不安な方
定期の通院・服薬等が心
配な方など

利用料: 500円/月

毎週 決まった曜日・時間帯にお電話します


以下の条件を満たす方が
お使いいただけます

- ・武蔵野市内在住
- ・ひとり暮らし
- ・65歳以上
(生活保護世帯の方は除く)



専門職がお電話します

- ・介護支援専門員
- ・社会福祉士
- ・介護福祉士
- ・看護師 など



- 地域住民等が主体となった「地域社協」(福祉の会)「いきいきサロン」「テンミリオンハウス」「レモンキャブ」などの事業が市民の安心・安全な暮らしを支えています。地域福祉に関するアンケート調査の結果によると、これらのサービスの活動については、半数以上の市民が重要だと考えています。

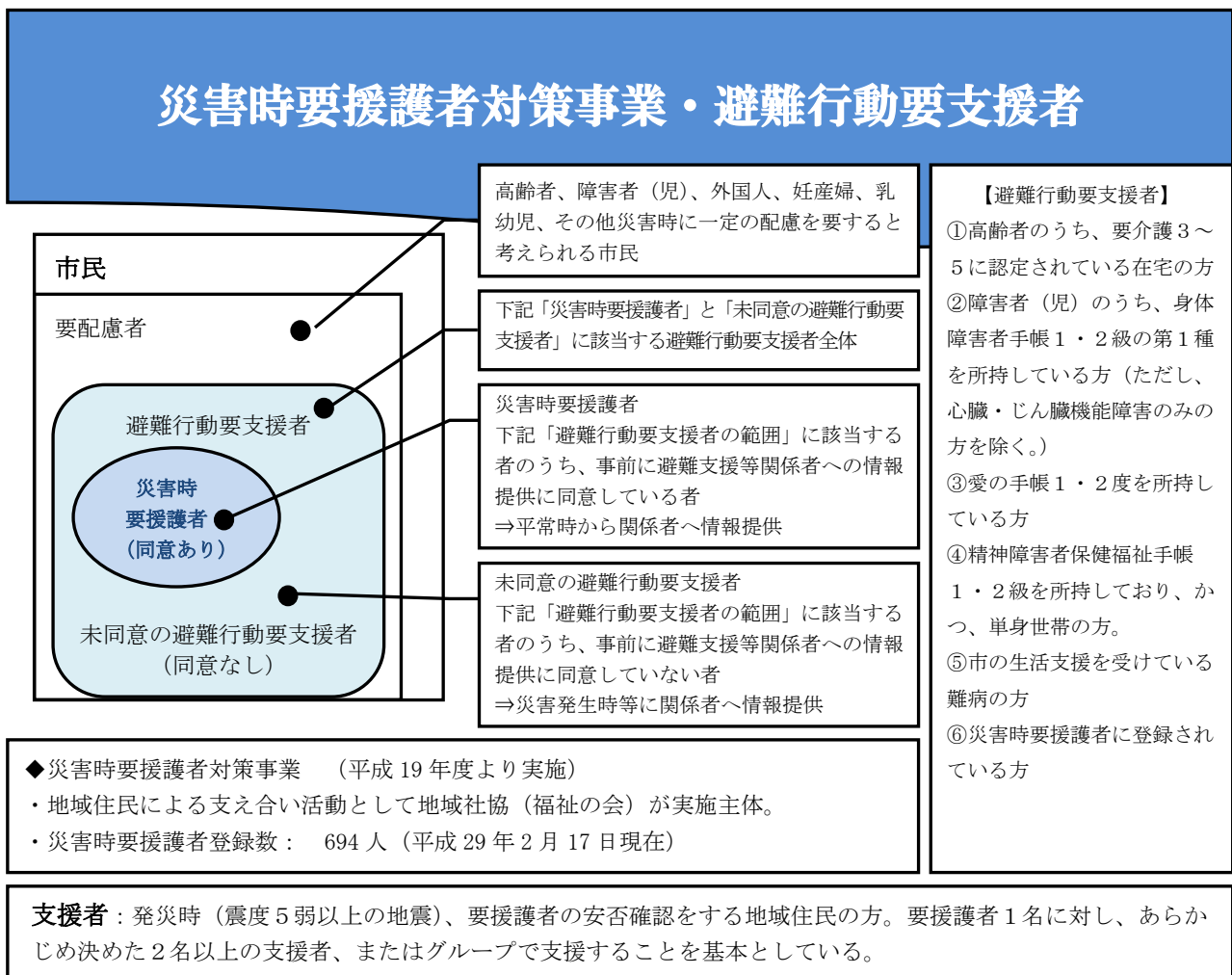
図表 市内の施設や仕組みの認知状況と重要度

施設/仕組み	知っている%	非常に重要である程度重要な合計%
ヘルプカード	~18%	~75%
いきいきサロン	~25%	~65%
ボランティアアセン	~35%	~70%
地域社協	~35%	~60%
市民社協	~45%	~60%
テンミリオンハウス	~50%	~55%
レモンキャブ	~65%	~80%

- 10 -

- 平成25年（2013年）の災害対策基本法改正に伴い、各自治体には災害時発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に必要な方を対象とした避難行動要支援者名簿の作成が求められたことから、本市においても地域防災計画に基づき、同名簿を作成して、市及び各避難所において保管し、名簿登載者に対して個別に通知を発送しました。
- また、地域での個人情報保護と災害弱者救済を両立させるガイドラインとして、災害時要援護者対策事業の支援者標準マニュアルを改訂し、事業に関わる民生委員、地域社協（福祉の会）、支援者への周知を行いました。
- 避難所運営組織、シルバー人材センター、市民安全パトロール隊及び防災推進委員に対し、避難支援体制についての説明及びコーディネーター指定の依頼を実施しました。その結果、安否確認コーディネーター及び避難支援コーディネーターの指定が完了しました。

災害時要援護者対策事業・避難行動要支援者



- 誰もが、地域で孤立することなく安全・安心な暮らしを続けていけるように、見守り・孤立防止ネットワーク活動参加団体の拡大及び連携強化を図るとともに、地域で支援ニーズに対応できるように、地域における移送サービス、通いの場、安否確認、災害時の避難体制づくりなど、地域の共助の取組みを推進します。

- 成年後見の要件である認知症・知的障害・精神障害・高次脳機能障害において、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者は増加する傾向にあり、安心・安全な暮らしを守るために成年後見人のニーズは、今後ますます高まると推測されます。

図表 認知症高齢者数の推移

(基準日現在、要介護・要支援の認定を受けている 65 歳以上の者のうち、
認定調査時の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の高齢者数)

基準日	H26. 7. 1	H27. 7. 1	H28. 7. 1
Ⅱ以上の高齢者数	3, 402	3, 505	3, 717

図表 愛の手帳保持者の推移

H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
969	1, 003	1, 025	1, 060	1, 092

図表 精神障害者保健福祉手帳取得者の推移

H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
787	873	947	1, 033	1, 150

- また、親族後見人が減少し、第三者後見人が増加していることから、地域支援体制の充実を図ります。
- これらのことから、成年後見制度利用促進計画の策定の必要性について検討を行います。

図表 成年後見人等（保佐人・補助人）になる割合の推移

	H12 年度	H23 年度	H27 年度
親族後見人	90. 9%	55. 6%	29. 9%
第三者後見人	9. 1%	44. 4%	70. 1%

(出典：平成 28 年度東京都福祉協議会成年後見制度推進機関コアスタッフ研修資料より)

<参考> 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年4月15日公布）【抜粋】

第二十三条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

個別施策の内容は第3回策定委員会に提示

	個別施策	内容
	地域包括ケアシステム（まちぐるみの 支え合いの仕組みづくり）の推進	
	地域による見守り体制の強化	
	健康福祉総合計画・地域リハビリテー ション推進会議及び在宅医療・介護連 携推進協議会による、課題解決のため のネットワークの強化	
	孤立予防の更なる推進	
	在宅医療・介護連携推進事業の実施	
	権利擁護事業・成年後見制度の利用の 促進	
	虐待防止の推進	
新規	成年後見利用促進基本計画策定の検討	
拡充	安否確認及び避難支援体制づくりの推 進	
拡充	福祉避難所の充実	
	(公財)武蔵野市福祉公社と(社福)武蔵 野市民社会福祉協議会との事業連携推 進に向けた検討	
	相談支援体制の充実	
	バリアフリー基本構想に基づくバリア フリー化・ユニバーサルデザイン化の 推進	
	お出かけサポートマップの改定	

3

生活困窮者への支援

- ✓ 論点⑤ さらなる事業周知と「つながる」仕組みづくりの推進
- ✓ 論点⑥ さまざまな課題に対応する生活困窮者自立支援事業のあり方

- 平成 27 年度より、生活福祉課に生活保護相談だけでなく、「生活に困っている人は誰でも何でも」相談できる総合相談窓口を設置しました。生活保護相談も含めた生活困窮に関する相談実件数は、平成 26 年度 542 件から平成 27 年度 793 件と大幅に増加しました。

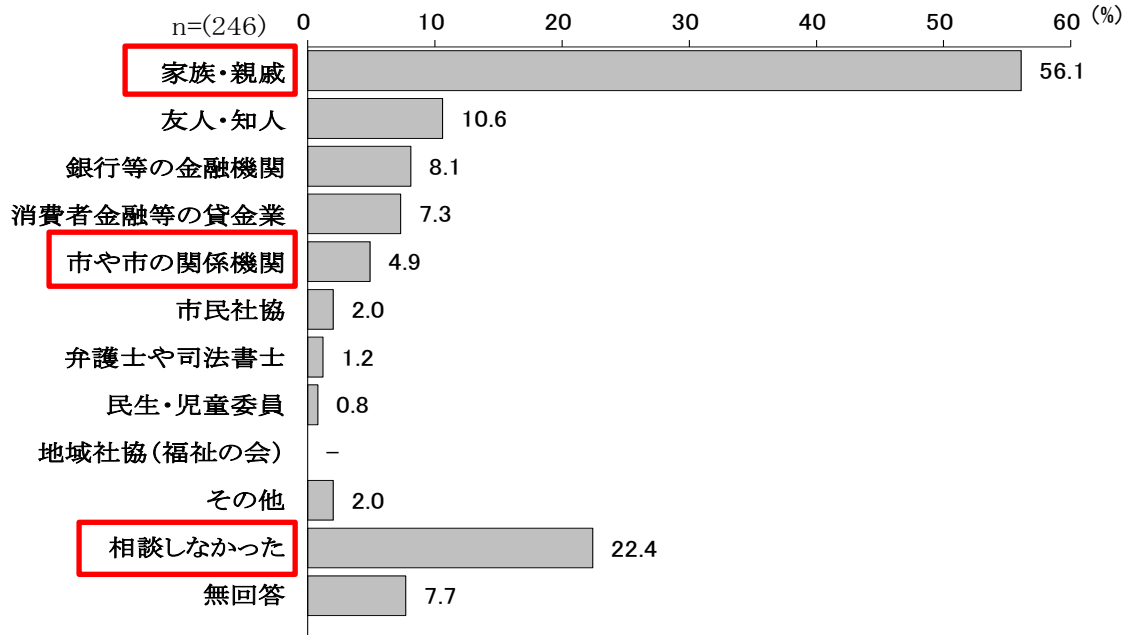
図表 生活困窮に関する総合相談の実績

項目 \ 年度	24	25	26	27	28
生活困窮相談				258	322
自立相談支援				66	114
生活保護相談	689	550	542	628	632
合計	689	550	542	886	954
相談実件数	689	550	542	793	825

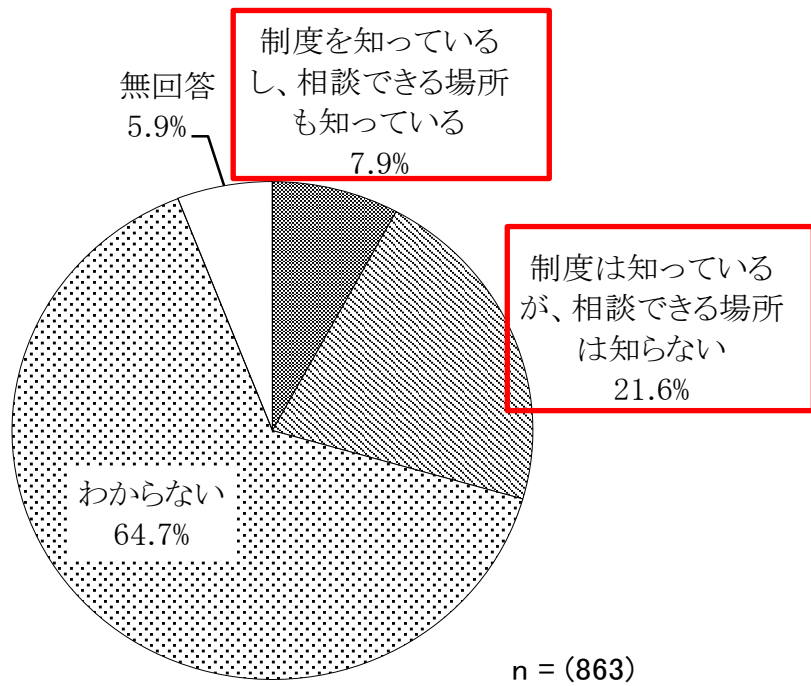
※ 「生活困窮相談」と「生活保護相談」を同時に行った場合は、それぞれに計上している。

- しかし、地域福祉に関するアンケート調査の結果によると、生活費に困った時の相談相手では、「家族・親戚」に相談した人が 56.1%に上る一方で、誰にも「相談しなかった」人が 22.4%、「市や市の関係機関」に相談した人は 4.9%でした。
- また、同調査結果の生活困窮者自立支援制度や生活困窮に関する相談場所の認知状況では、生活困窮に関する「制度を知っているし相談できる場所も知っている」は 7.9%にとどまり、「制度は知っているが相談できる場所は知らない」は 21.6%でした。
- 様々な出来事をきっかけに誰でも生活困窮に陥るリスクはあります。その出来事は「日常的に生活費を支払う時」、「自分や家族が失業した時」、「自分や家族が事後や病気になった時」、「子どもが高校や大学に進学した時」など多様であり、誰でも起こりえます。

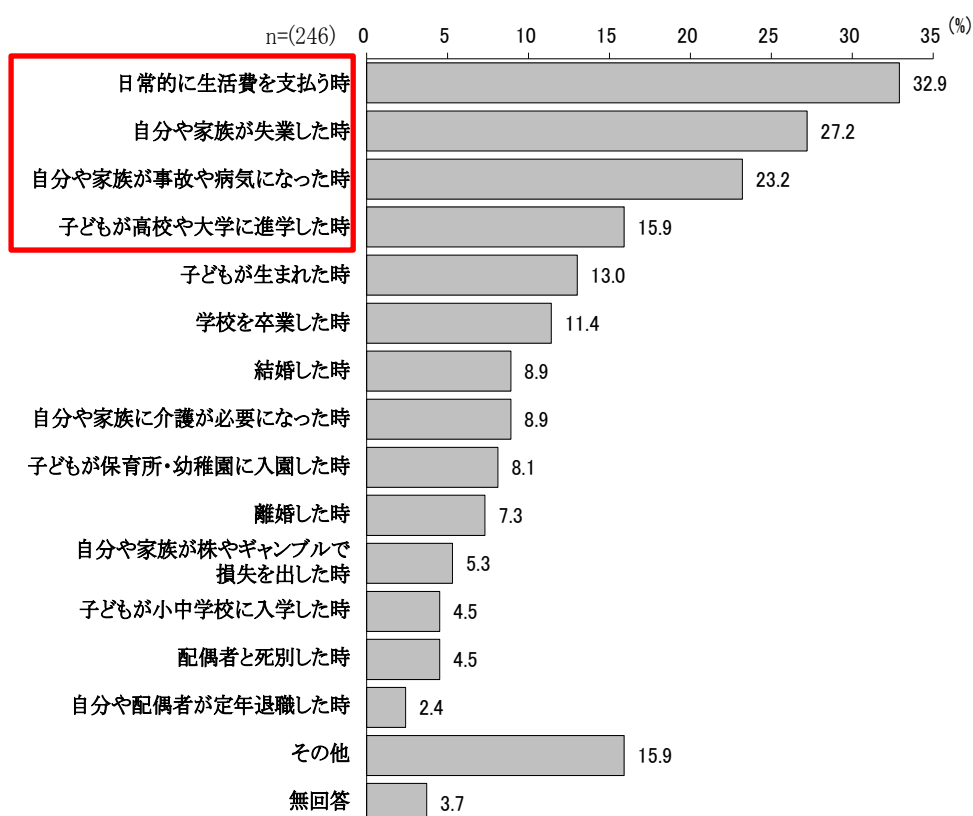
図表 生活費に困った時の相談相手



図表 生活困窮者自立支援制度や生活困窮に関する相談場所の認知状況



図表 生活費に困った時はどのようなときか



■ 生活困窮に関する悩みや相談事ができた時に、少しでも早く誰かに相談をしてもらう必要があります。本人への周知はもちろん、相談を受けた家族、友人などのほか、地域で活動している人々が、必要な相談機関につなげるためにも、相談窓口に関する市民への更なる周知が必要です。

■ 高齢者、障害者、子ども等に関わる様々な相談機関の窓口から生活困窮相談窓口確実に「つながる」よう、相談機関間の横断的連携をさらに強化するとともに、生活困窮の相談窓口の周知を図ります。

■ また、平成 30 年度には、国において生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一体的な見直しが検討されています。国の動向も踏まえながら、家計相談支援事業などの任意事業の拡充も検討していきます。

個別施策の内容は第3回策定委員会に提示

	個別施策	内容
	生活困窮者を早期に発見し支援するための市内・市外のネットワーク及び広報活動の充実	
新規	生活困窮者の経済的自立を支援する家計相談支援事業の実施	
拡充	貧困の連鎖を防止する高校進学支援や高校中退防止を含む子供の学習支援等の対象者拡充	

4

誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進

- ✓ 論点⑧ 高齢者を含めて、市民の多様な活動意向をいかに実現していけるか。
- ✓ 論点⑨ 年齢や障害の有無にかかわらず、社会の中で自己の役割に自信と誇りを持ち、生きがいを持って充実した暮らしをおくるために、どのような取り組みが必要か。

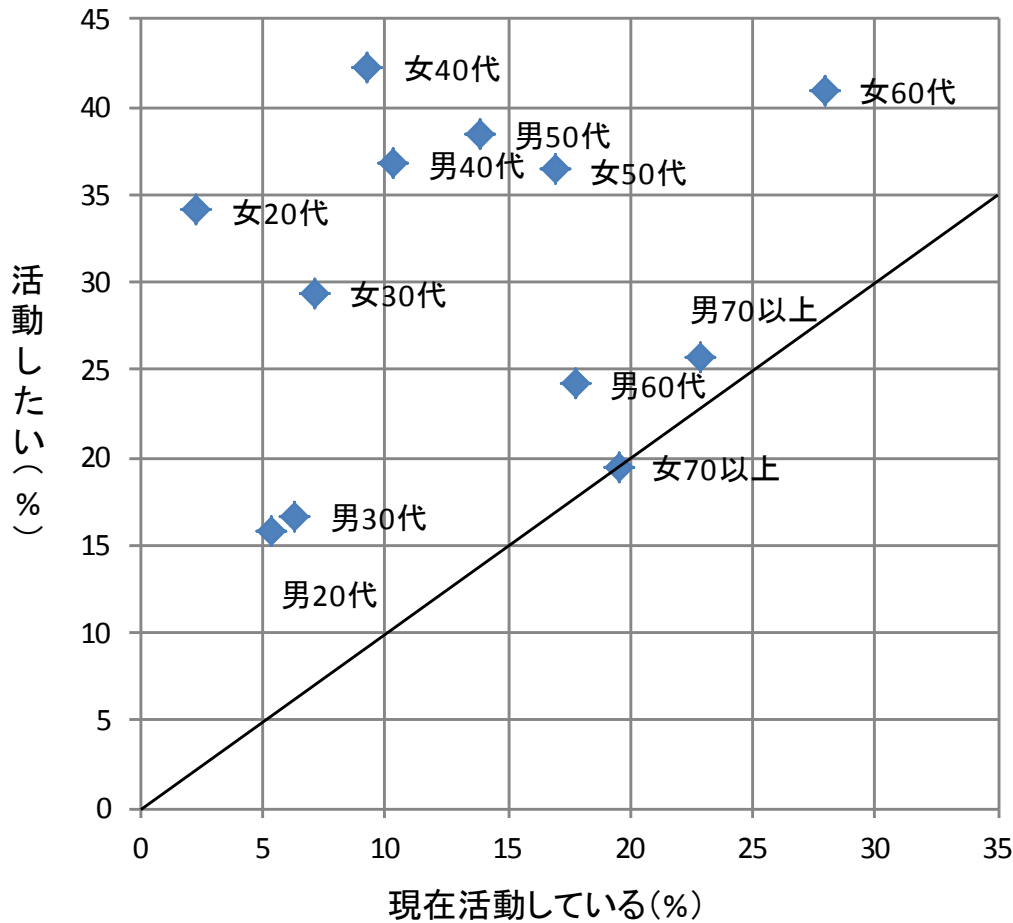
- 地域福祉に関するアンケート調査結果では、地域活動に参加してよかったと思うことは「社会や他人の役に立った」「人的なネットワークや交流ができた」「自分の向上、自信につながった」という回答が上位を占めました。
- このことから、地域活動は社会のため・自分のためとなりうる可能性が高く、地域を支える担い手として、いきいきと輝けるステージのひとつと位置付けることができます。
- 様々な「場」づくりの支援では、地域での見守りが必要な高齢者等の生活を総合的に支える「テンミリオンハウス事業」において、8か所目となる「ふらっと・きたまち」が吉祥寺北町に開設されました。

図表 武蔵野市テンミリオンハウス事業 年間延べ利用者数の推移（単位：人）

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
32,084	34,669	35,062	36,270	38,553

- 地域福祉に関するアンケート調査結果では、「地域活動をしたい人」の割合は、どの性別・年代層でも「現在活動している人」の割合を上回っており、地域活動の担い手は少なくないと考えられます。

図表 地域活動をしている方と今後活動したいと考えている人の割合



- 地域福祉に関するアンケート調査結果によると、今後の福祉・保健のあり方について重点を置くべき施策として「退職された方々が地域活動で活躍できる場の提供」と答えた方が約3割となっています。
- 高齢者の増加は、地域で活動する人材の増加ととらえることもできます。社会で培ったキャリアを活用し、地域活性化の一翼を担う存在として、退職後でも活躍できるステージへの誘致を推進します。
- 市民社協が実施している「お父さんお帰りなさいパーティ」「おとぼサロン」等の事業を更に活用し、定年を迎えた方々が地域福祉活動へ参加するきっかけづくりの支援を促進します。
- 障害者や引きこもりの人が、社会の一員であることを自覚でき、孤立したり疎外感を感じたりすることなく暮らしていける環境づくりが重要です。
- 年齢や障害の有無に関わらず、誰もが社会の中で自己の役割に自身と誇りを持ち、生きがいを持って充実した暮らしが送れるように、多様な「場」（活動、機会）づくりの支援等を進めます。

個別施策の内容は第3回策定委員会に提示

	個別施策	内容
	キャリア活用による社会貢献活動の推進	
	様々な「場」(活動、機会など)づくりの支援	
	引きこもりサポート事業の充実	
	関係機関・民間事業者との連携による高年齢者雇用の推進	

5

サービスの担い手の確保

- ✓ 論点⑩ サービス供給の基盤となる人材をいかに確保していくか。
- ✓ 論点⑪ 社会福祉法人への連携・支援の充実

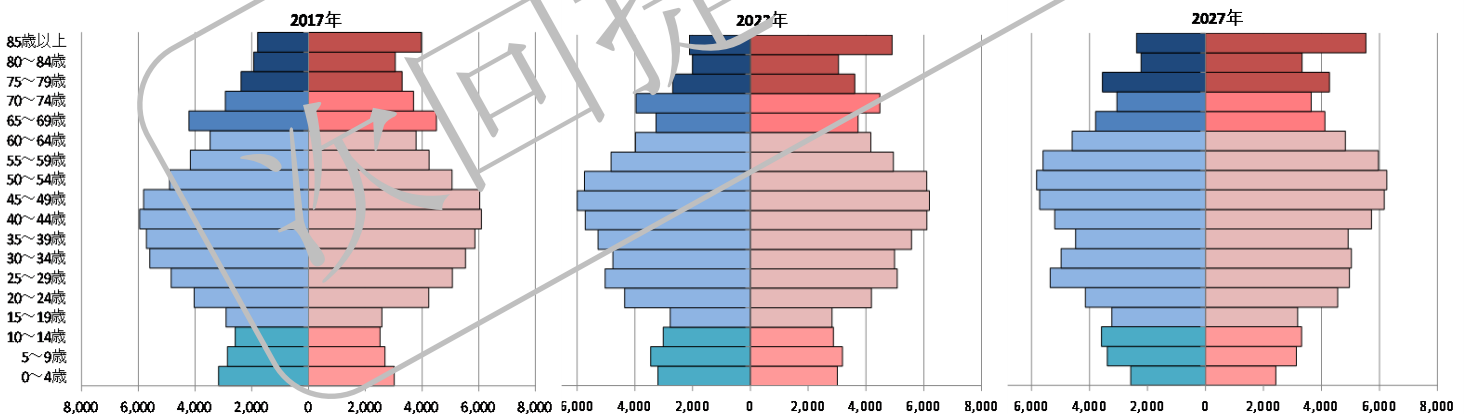
- 地域福祉に関するアンケート調査の結果によると、重点を置くべき福祉・保健施策では「在宅福祉を支えるサービス」「要介護状態になることを予防するサービス」が上位となっており、高齢者へのサービス供給確保に関する項目の関心の高さが伺えます。
- また、市の人口推計を見ると、市の今後の人口は微増が続きますが、高齢化も緩やかに進み、高齢化率は今後10年間で約1%程度増加することが見込まれます。

図表 市の人口の推移と将来の見通し

	平成 24 年 (2012 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 34 年 (2022 年)	平成 39 年 (2027 年)
総人口 (人)	135,809	144,606	151,206	155,039
高齢者人口 (人)	28,010	31,806	33,798	35,896
	20.6%	22.0%	22.4%	23.2%
生産年齢人口 (人)	92,934	95,948	98,661	100,715
	68.4%	66.4%	65.2%	65.0%
年少人口 (人)	14,865	16,852	18,747	13,428
	10.9%	11.7%	12.4%	11.9%

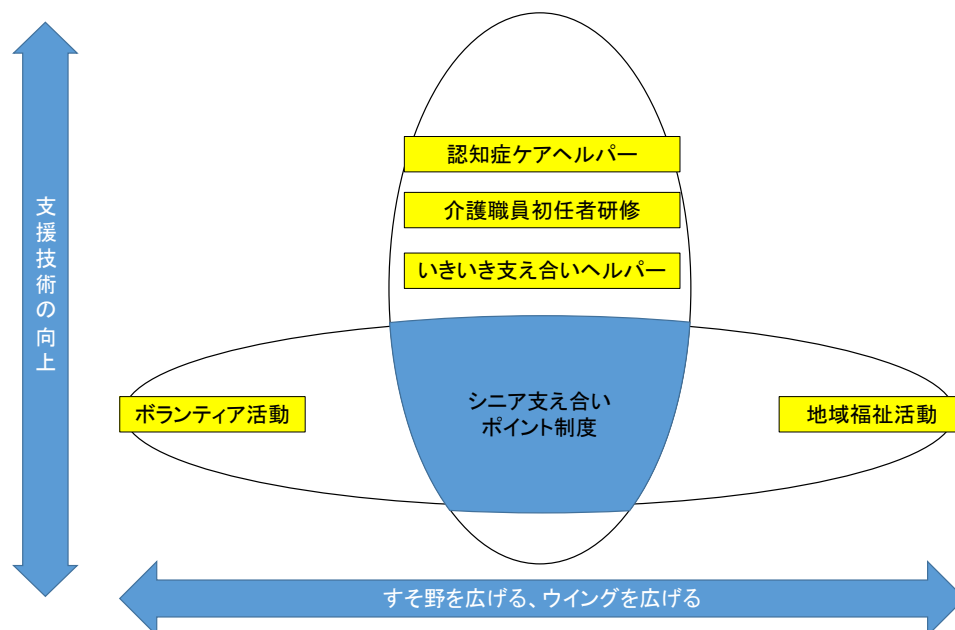
(各年4月1日付)

図表 男女5歳階級別の将来人口の見通し



- 高齢化が進む中で、福祉サービスのニーズの増加が見込まれることから、今後のサービス供給に向けては、専門職の確保にとどまらず、より裾野を広げ、地域から人材を掘り起こして育成していくことが必要となります。

【再掲】 図表 地域における支え合いのイメージ

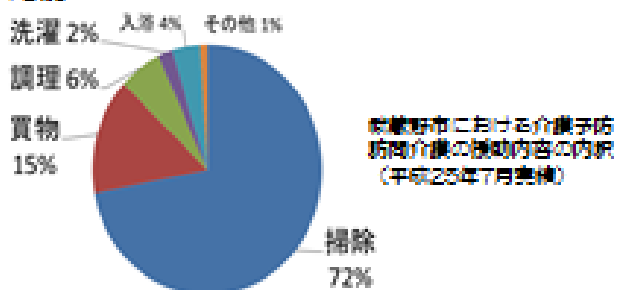


■ 市は平成 27 年度から「武蔵野市認定ヘルパー制度」を実施し、地域人材の掘り起こしとまちぐるみの支え合いを推進しています。

「武蔵野市認定ヘルパー」制度

【総合事業実施前の状況】

介護予防訪問介護の援助内容の9割以上が「家事援助」→高度な専門性がなくても（有資格者でなくても）提供可能



【総合事業を実施する上での課題】

- 今後の急速な高齢化に対応するためには、社会参加による介護予防を進めながら、高齢者も支援の担い手になりうる仕組みを構築し、「まちぐるみの支え合い」をさらに進めることが重要。
- 介護人材の不足によりスキルを持った（有資格の）ヘルパーは中量度の高齢者の介護へシフトすることが求められる中、「軽度者に対するサービスの人材確保」も必要。
- 多様な主体によるサービスの充実を図る一方で、「支援の質の担保」も不可欠

人材確保とまちぐるみの支え合いの推進のため「武蔵野市認定ヘルパー」制度を創設

- 市の独自の研修を実施し、修了者を「武蔵野市認定ヘルパー」に認定。研修内容は3日間計18時間程度の講義（「介護保険制度の概要」「高齢者の心身」「接遇」「家事援助の知識と技術」等）と実習（同行訪問）
- 2025年までに現在の1.31倍の介護職が必要。介護福祉士等の資格を持たない市民（高齢者、主婦等）でも「武蔵野市認定ヘルパー」として総合事業の「緩和した基準による訪問型サービス」において家事援助の提供が可能。（福祉公社、シルバー人材センター等に所属した上で、サービスに従事。）
- これにより「軽度者に対するサービスの人材確保」「まちぐるみの支え合い」「支援の質の担保」を同時に実現。

- サービス量の確保及びサービスの質の向上を目的に、介護人材の発掘、養成、相談、情報提供、事業所支援を行う「地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）」の設置を検討します。
- 改正社会福祉法により社会福祉法人の責務とされた、市内社会福祉法人の連携による地域公益活動の推進をめざして立ち上げが予定されている「武蔵野市社会福祉法人連絡会（仮称）」に、市から各種情報提供及び研修会の支援等を行い、福祉サービスの質の向上につなげます。

<参考> 社会福祉法の一部改正に伴う社会福祉法人の主な変更点【抜粋】

社会福祉法の一部改正に伴う社会福祉法人の所轄庁の変更について（第30条、25年度～）
 （所轄庁） ※一部省略

第30条 社会福祉法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

1 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長（特別区の区長）

改正社会福祉法の一部改正に伴う社会福祉充実計画の作成について（第55条の2、29年度～）
 （社会福祉充実計画の承認） ※一部省略

第55条の2 社会福祉法人は、毎会計年度において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業の実施に関する計画（社会福祉充実計画）を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。

指導要綱の見直し及び指導内容の標準化

運営に大きな問題が認められない法人に対する監査の実施周期を延長。

2年に1回 → 3～5年に1回

個別施策の内容は第3回策定委員会に提示

	個別施策	内容
新規	地域包括ケア推進人材育成センター（仮称）の設置	
	福祉人材の確保と育成	
	社会福祉法人への連携・支援の充実	
	第三者評価受審の促進	

第4章 計画の推進と見直し

第1節 市民・関係機関と連携した取組みの推進

第2節 事業の進行管理及び進捗状況の公表

第3節 次期計画の策定

第3回策定委員会にて
検討